**教材２「戦国時代の村はどのように安全を確保したか」**

**単元：戦国大名の登場／織豊政権（豊臣秀吉の全国統一）**

**キーワード：豊臣秀吉　戦国大名**

**【資料１】**

　　　　　　　越前国岩本村①

一、当手軍勢甲乙人②の事。

一、放火の事。

一、百姓②にいをなす事。付けたり、小屋壊し取る事

　　右の条々、堅くせしめおわんぬ。もし違犯のにおいては、速やかに厳科に処せらるべきものなり。よって下知することの如し。

天正十一年四月日　（羽柴秀吉）（花押）

（内田吉左衛門家文書「豊臣秀吉禁制状写」）

注①　岩本村…現在の福井県越前市岩本町

②　甲乙人…一般庶民

　③　還住百姓…村に戻ってきた百姓

**【資料２】　天正11～12年の出来事（『福井県史』年表より作成）**

賤ヶ岳の戦いで羽柴秀吉が柴田勝家を破る

　　↓　　**A**

　北庄城落城、柴田勝家自刃

　　　↓　　**B**

　丹羽長秀が三国湊の振興策を実施

　　　↓　　**C**

　丹羽長秀が越前国内の検地を実施

**資料からの問い**

問１　**【資料１】**は誰によって出されたのか？

問２　**【資料１】**はどのようなタイミングで出されたのか？**【資料２】**年表中**A～C**のうち、最も適当なものを１つ選ぼう。

問３　**【資料１】**によると、どのような行為が禁止されたのか？

問４　**【資料１】**は誰を対象に、どのような目的で出されたのか？「安全」という語句を用いて説明しよう。

**解答例**

問１　羽柴秀吉（豊臣秀吉）

問２　Ａ

※賤ヶ岳の戦いの後、羽柴軍が柴田勝家を追って越前に入る際に出された。

問３　一般庶民への略奪狼藉、放火、小屋の破壊などが禁止された。

問４　越前国岩本村の住人を対象に、戦乱時の村の安全を保障する目的で出された。

※大名側にとっても、暴力を背景にを確保するよりも、禁制を出して代価を得る方が戦費をまかなう上で合理的だったため、戦国期には全国各地で多くの禁制がみられるようになった（下記の**さらに深める**を参照）。

**この資料から学んでほしいこと**

・越前において秀吉が出した禁制を通して、戦国期の村や寺院における安全保障を考えさせたい。また禁制の発給は大名側にとってどのようなメリットがあったのかを考えさせたい。

**アーカイブズガイドはこちら！**

**「**[**豊臣秀吉の禁制**](https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/file/615865.pdf)**」**



**さらに深める**

　敦賀市の「西福寺文書」（『福井県史』資料編8）によると、寺院や村が禁制発給の対象となるには、戦国大名への礼物（代価）が必要であったことがわかる。以下は1573年（天正元）、織田信長の家臣である木下祐久から西福寺に宛てられた書状である。

制札之事相調候、御礼被持、早々引渡し可申候、向後御用之儀可承候、恐々謹言、

　　　　　　　　　　木下助左衛門尉

（天正元年）八月廿六日　　（花押）

　　　　西福寺

　　　　　　人々御中

　内容は「制札（禁制）が準備できたので、礼物を持ってくれば早々に引き渡す、今後御用があれば私が承ります」というものである。このことから、禁制の引き渡しには礼物（代価）が必要であったことが確認できる（参考：藤井讓治「越前に出された秀吉の禁制」『福井県文書館研究紀要 第 14 号』、2017 年、福井県文書館）。

ふくいのアーカイブズを活用した教材集

令和６年３月22日公開

問合せ先：福井県文書館　学校連携担当

E-mail：bunshokan@pref.fukui.lg.jp